

長野県茅野高等学校 いじめ対策基本方針

1 作成の目的

本校（茅野高校）の教職員一人ひとりが、いじめへの適切な対応と生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決のための取り組みを積極的に行い、いじめの根絶を図る。

ここに、いじめを絶対に許さないこと、生徒が安心して健全な高校生活を送れるような学校づくりをするためにこれを作成し、保護者や同窓生・地域と連携していくことを表明する。

2 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

平成19年1月以前の旧定義では、「自分より弱い者に対して」と表現され、主語がいじめた児童生徒であったのに対して、現行定義は、主語がいじめられた児童生徒に変更された。本来、いじめか否かでないかは、人によって感じ方、とらえ方が様々であり、判断が非常に難しいこともある。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、適切に対応することだと考える。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

3 いじめを許さない学校づくり

- いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、全教職員が基本認識として確認する。
 - 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
 - けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢、メッセージを生徒に伝え、未然防止を念頭におく。
 - いじめられている生徒について、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - いじめる生徒、傍観者の生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
 - 教職員が、事後対応より以前に、未然防止が重要であることを意識して日頃の指導にあたる。
- 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
 - 教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
 - いじめ解消の定義を、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること」及び「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、と規定する。
- 定期的な調査だけでなく、必要に応じて細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
 - いじめ防止対策推進法第23条の規定に鑑み、教職員はいじめの情報を学校内で確実に共有する。
 - 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で積極的に対応する。
 - 職員間の報告や連絡を密に行い、いじめ対策委員会を中心とした組織で意図的・計画的・抜本的な指導計画の元に指導を進める。
- 学校として特に配慮が必要な以下の生徒について適切な支援と組織的指導を行うものとする。
 - 発達障がいを含む障がいのある生徒
 - 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - 性的指向・性自認に係る生徒
 - 災害等により被災および避難した生徒